LINEアカウント構築/運用代行 契約書

(以下「委託者」という。)と _	(以下「受託者」という。)とは、委託
者が受託者にLINE株式会社が開発・提供するモ	·バイルメッセンジャーアプリケーションである「LINEア
カウント」構築代行業務を委託するにあたり、次の	とおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (委託業務)

- 1. 委託者は、受託者に対し、LINEアカウント構築代行業務のうち、次の各号の業務(以下「委託業務」という。)を委託し、受託者は、これを受託する。
 - (1)LINE構築代行業務
 - (2)LINE編集業務
 - (3)LINE機能改善業務(シナリオ・画像の修正・改善は含まない)
- 2. 受託者は、本契約に定める内容に従い、委託業務を行うものとする。
- 3. 委託業務は準委任型業務とし、受託者は善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行しなければならない。
- 4. 受託者は、委託業務に含まれない作業については、当該作業を遂行する義務を負わないものとする。
- 5. 委託者は、受託者による委託業務の遂行のために、客観的に必要な業務を行うものとする。
- 6. 委託業務の内容・範囲を変更する場合、双方協議のうえ、書面(これにかわる電子メール・チャット等による電磁的方法も含む。以下「書面等」という。)により合意することでこれを行わなければならないものとする。
- 7. 委託者及び受託者は、追加業務を要する場合には、協議の上追加業務の内容、委託料の金額その他必要な事項を定めるものとする。

第2条 (協力義務等)

- 1. 受託者は、委託者に対し、委託業務の遂行に際し必要な協力を要請することができるものとし、委託者は受託者から協力を要請された場合には遅滞なくこれに応ずるものとする。
- 2. 委託者が前項に定める協力義務に違反し、受託者に損害が生じた場合、委託者は、当該 損害を賠償する責任を負うものとする。またこの場合、受託者は委託者の協力なしには遂 行困難な委託業務に関する責任を免れるものとする。

第3条 (報告義務)

受託者は、委託者から求められたときは、委託業務の履行状況につき、任意の方法で委託者に報告するものとする。

第4条 (保証等)

受託者は、委託業務につき、Lステップの適切な運用を行うことを保証するが、委託者の期待する数値、商品的価値、正確性、有用性及び完全性を有することについて、何ら保証するものではない。

第5条 (委託料)

- 1. 委託者は、受託者に対し、委託料150,000円(税抜)/翌々月から月50,000円(税抜)を支払うものとする。
- 2. 委託者は、当月分の委託業務にかかる委託料を当月末日(当該期限の末日が金融機関の休業日にあたる場合、その前営業日)までに、受託者が別途指定した銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、委託料の振込にかかる手数料は委託者の負担とする。

- 3. 受託者は、委託料の支払がない場合には、委託業務の遂行の全部又は一部を停止することができるものとし、委託者は、支払期限の翌日から完済まで年14.6%の割合による遅延損害金を受託者に対して支払うものとする。
- 4. 受託者は、委託業務の変更、経済情勢、その他の合理的な事由が生じた場合、委託者に対し、委託料の変更のための協議を申し入れることができるものとする。

第6条 (費用)

- 1. 委託者は、本契約において定めた費用及び別途書面(これにかわる電子メール・チャット等による電磁的方法も含む。以下「書面等」という。)をもって合意した費用について、委託料とは別途負担するものとする。
- 2. 費用の支払方法、支払期限等については、本契約又は別途合意をもって定めるものとする。

第7条 (貸与資料等)

- 1. 委託者は、受託者に対し、受託者が委託業務の遂行に必要と合理的に判断する資料及び情報等(以下「資料等」という。)を開示、貸与又は供与その他の方法により無償で提供するものとする。
- 2. 受託者は、前項に基づき委託者から貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。なお、当該資料等は委託業務の遂行の範囲内に限り使用(複製を含む。)することができるものとする。
- 3. 受託者は、本契約が終了したときは、資料等を遅滞なく委託者に返還し又は委託者の指示に従った処置を行うものとする。
- 4. 委託者から貸与される資料等の提供の懈怠、遅延又は欠陥、並びに委託者による指示の誤りに起因して、受託者に委託業務の履行遅滞、不能又は成果物の契約不適合その他不具合等があった場合、これによって委託者に損害が生じたとしても、受託者はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

第8条 (知的財産権等の取扱い)

- 1. 委託業務遂行の過程において生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等にかかる知的財産権(特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。)をいい、以下、これらの権利を総称して「知的財産権等」という。)は、全て受託者に帰属するものとする。
- 2. 受託者は、本契約により知的財産権等を保有することとなる場合、委託者に対し、委託者が自己のLINEアカウントを運用するのに必要な範囲においてのみ、知的財産権等の通常実施権を許諾するものとする。また、LINEアカウントが第三者に使用せしめることを目的として開発された場合は、当該第三者による当該LINEアカウント運用についても同様とする。

第9条 (第三者の権利侵害等における対応)

- 1. 委託者のLINEアカウントに関連して第三者の権利を侵害することその他の理由により、委託者又は受託者が第三者から何らかの請求、異議申立てを受け、又は訴訟が提起される等の紛争が生じたときは、委託者は、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとする。ただし、当該紛争の原因が、専ら受託者にある場合は、この限りではない。
- 2. 委託者及び受託者は、本契約に関連して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがあることを知ったときは、すみやかに相手方に通知しなければならない。

第10条 (再委託)

受託者は、事前に委託者の書面等による承諾を得た場合に限り、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。

第11条 (損害賠償)

- 1. 委託者及び受託者は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、受託者が賠償すべき損害の範囲は、本契約に基づく月額委託報酬額の3ヶ月分を上限とする。

第12条 (業務の中止)

- 1. 受託者は、委託者が本契約に基づく義務の履行を怠っている場合、履行を怠っている期間中、委託業務の履行を中止することができるものとする。なお、当該中止期間も受託者の委託料は発生するものとする。
- 2. 受託者は、委託業務の中止に起因して委託者に損害が発生した場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとする。

第13条 (不可抗力による免責)

- 1. 委託者及び受託者は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の社会的大変動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線の事故、感染症その他各当事者の責に帰することができない事由による本契約に規定する義務の全部又は一部の不履行については何ら責任を負わないものとする。
- 2. 本契約における委託業務は、LINE及びLステップを利用するものであり、業務委託期間中のLINEまたはLステップの提供停止、仕様変更、アップデートの停止等によりLINEアカウント及びLステップの機能の利用が不能となった場合について、受託者は何らの責任を負わないものとする。

第14条(秘密保持義務)

- 1. 委託者及び受託者は、本契約に関連して双方が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨を書面等により明示して開示した情報(以下「秘密情報」という。)を厳重に保管・管理するものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受ける前に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
 - (3) 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - (5) 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
- 2. 委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、法令により開示義務を負うとき又は法律上権限ある官公署により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限り、開示することができるものとする。この場合、委託者及び受託者は、事前に相手方に通知しなければならない。
- 3. 委託者及び受託者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、 本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面等によ る承諾を得なければならない。
- 4. 委託者及び受託者は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報(その複製物を含む。)の返還又は破棄その他の措置を講ずるものとする。

第15条(個人情報の取扱い)

委託者及び受託者は、本契約に基づき相手方から取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条1項に定義される個人情報をいう。)を第三者に漏えいしてはならず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して同情報を厳格に管理するものとする。

第16条 (解除等)

- 1. 委託者及び受託者は、相手方が本契約に違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2. 委託者及び受託者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 営業の許可取消し又は停止等があったとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能、又は手形不渡りとなったとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき
 - (4) 差押、強制執行又は競売の申立てがあったとき
 - (5)租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (7) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8)解散の決議をしたとき
 - (9) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (10) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
 - (11) 民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき
- 3. 本契約の解除は、委託者又は受託者の相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 4. 委託者又は受託者が本条第2項各号の一に該当する場合、当該当事者は、何らの催告なしに、自己の債務について直ちに期限の利益を喪失するものとする。

第17条 (解約)

- 1. 委託者及び受託者は、本契約締結から1年経過以降において、3ヶ月前までに書面等により申し出ることにより、本契約を解約することができる。
- 2. 前項による解約の場合の委託料について、月の途中で委託業務が終了する場合でも日割り計算を行わず、当該終了月についても同額の委託料が発生するものとする。

第18条 (通知義務)

- 1. 委託者及び受託者は、次の各号に定める事由を相手方に対して通知するものとし、これらの事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - (1)連絡窓口担当者
 - (2)連絡先の電話番号
 - (3)連絡先メールアドレス
 - (4)住所又は所在地
 - (5)商号
 - (6)代表者
 - (7) その他、契約締結時に相手方に通知している適宜の情報
- 2. 委託者及び受託者は、次の各号に定める事由が生じた場合、又は生じる可能性がある場合は、すみやかに相手方に対して通知しなければならない。
 - (1) 営業譲渡又は合併その他経営上の重要な変更
 - (2) 定款における事業目的の変更
 - (3) 代表者、商号又は名称その他重要な組織の変更
 - (4) 財産状況、経営状況の悪化
 - (5)その他の営業上重大な変化

第19条 (権利義務の移転禁止)

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面等による承諾なく、本契約上の権利・義務又は地位を 第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。

第20条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 委託者及び受託者は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便 宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 委託者及び受託者は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4. 委託者及び受託者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第21条(有効期間等)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から半年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに契約当事者のいずれかから別段の申出がないときは、自動的に同条件で1年間更新されるものとし、 以降も同様とする

第22条(存続条項)

第8条、第9条、第11条、第13条2項、第14条、第15条、第19条、第23条、本条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず、本契約が終了した後も引き続きその効力を有する。

第23条(準拠法及び管轄等)

- 1. 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従い解釈されるものとする。
- 2. 本契約に関する紛争については、訴額に応じ大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、調停を行う場合についても同様とする。

第24条 (誠実協議)

本契約(本契約に関連する個別合意を含む。)の規定の解釈に疑義が生じ、又は本契約に規定なき事態が生じた場合、委託者及び受託者は、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとする。

日付:2024年11月25日

(委託者) 〒157-0074 東京都世田谷区大蔵1-3-29 S111 株式会社basic one 代表取締役 伊藤嵩弥

(受託者) 〒375-0023 群馬県藤岡市本郷2042番地3 株式会社SAKIGAKE 代表取締役 久保 龍平